

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィリピン国第2サンファニコ橋建設事業
準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)

調達管理番号：23a00133

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年7月26日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年7月26日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国第2サンファニコ橋建設事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2023年10月～2024年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年8月1日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年8月8日 12時
3	質問への回答 8月2日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年8月7日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年8月14日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年8月18日 12時
7	プレゼンテーション	行いません
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年9月4日11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. （3）参照
- 2) 提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 4) の経費と5) ~ 6) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにし

てください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

（3）提出先

1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1）プロポーザル・見積書

2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

（2）評価方法

1）技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・

別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「フィリピン国第2サンファニコ橋建設事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

フィリピン共和国（以下、「相手国」という。）の中期開発計画である「フィリピン開発計画 2023～2028」ではインフラ網の拡大・質的向上が重要課題とされ、シームレスで包摂性のある連結性の実現が交通インフラ分野の戦略の一つとして掲げられている。特に本事業の対象地域である東ビサヤ地方はフィリピンの中でも特に貧困率が22.2%（フィリピン統計局（2021年））と高いほか、人口は2010年の約4.1百万から2045年には約7.1百万に増加するとされ（フィリピン統計局（2010年））、「ビサヤ空間開発骨子（2015～2045年）」では人口増加に伴う交通量増大への対応や、経済成長による貧困率の削減を実現するための物流改善策として、更なる道路ネットワークの拡充が必要とされている。上述の背景を踏まえ、地方都市間を結ぶ高規格道路網整備計画（フィリピン公共事業道路省（2021年））の実施が進められているものの、ルソンやミンダナオ地方と異なり中小規模の島々で構成されるビサヤ地方では地理的条件による施工の難度も影響し、計画の進捗が芳しくない。具体的には、上記計画における高規格道路延長距離約1,400kmに対し、同地方における実施予定の事業は1件（セブ環状道路約57km）のみとなっている。

かかる状況において、地方拠点開発や国内連結性の向上を視野に全国道路網整備計画検討のためJICAが実施した技術協力「高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）（2019～2021年）」において、全国の高規格道路のうち緊急性や技術難度を踏まえ、整備支援の必要性が高い区間が確認された。その結果、東ビサヤ地方のレイテ島とサマル島を繋ぐ既存サンファニコ橋（全長約2,600m、トラス橋）（以下、「既存橋」という。）が支援対象区間として特定された。なお、既存橋は、日本の資金協力（戦後賠償）で整備され、1973年の完成から凡そ半世紀に亘り、両島を結ぶ唯一の道路として両島の経済・生活・物流を支えてきた。また長らくフィリピン最長の橋として同地域の観光名所とされ、過去には円借款「日比友好道路補修事業（1）（2）」、「地方道路整備事業（I）（II）（III）」、「幹線道路整備事業III」（1998年LA調印）を通じて改修が実施されているものの、橋梁の床板の損傷及び経年劣化が激しいため、大規模改修（更新）も含めた対応の必要性が生じている。

上述のマスタープランプロジェクトでは、当該地域の経済発展に伴い、今後10年以内にビサヤ地方の交通需要が拡大すると予想されているため、本来的には同橋の容量

拡大が必要であるものの、同橋はトラス橋形式のため拡幅工事を行うことができない。このため、フィリピン公共事業道路省（Department of Public Works and Highways: DPWH）は新規に第 2 サンファニコ橋の建設を決定し、既存橋は老朽化対策として通行車両の荷重制限等の対策に加え、床版補修等の改修を施し、観光資産・文化遺産として継続利用する計画を策定した。

このように本事業は、レイテ島とサマール島において両島間を結ぶ橋梁（第 2 サンファニコ橋）およびそのアプローチ道路を建設することにより、増大する交通・物流需要への対応と両島間における交通・物流の寸断や制限による影響の最小化を図るものであり、同地域の経済発展の促進に寄与する優先事業として位置づけられている。

第 3 条 事業の概要

(1) 事業名

第 2 サンファニコ橋建設事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業目的

本事業は、レイテ島とサマール島の両島を結ぶ橋梁（第 2 サンファニコ橋）及びそのアプローチ道路を建設することにより、増大する交通・物流需要への対応と両島間における交通・物流の寸断や制限による影響の最小化を図り、もって同地域の経済発展の促進に寄与するもの。

(3) 事業概要

1) 土木工事（国際競争入札（タイド）を想定）：

橋梁及びアプローチ道路建設（橋梁総延長約 5km（架橋位置による）、アプローチ道路約 4km）等

2) コンサルティング・サービス（ショートリスト方式を想定）：

詳細設計、入札補助、施工監理、維持管理能力向上支援、環境社会配慮等

(4) 対象地域

フィリピン共和国 東ビサヤ地方 レイテ島及びサマール島

(5) 関係官庁・機関

本業務の対象となる事業に関する相手国関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

1) 実施機関

公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

2) その他関連機関

財務省（Department of Finance: DOF）

国家経済開発庁（National Economic Development Authority : NEDA）

環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）

フィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard : PCG）

地方自治体（Local Government Unit : LGU）

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ 2）

第4条 調査目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業の検討における位置づけ

本調査成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定について、調査の過程で随時十分発注者と協議し承認を得る。加えて、技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について相手国政府または実施機関と認識の一致を図る。

また、本調査で検討・策定した事項が実施機関/関係機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、事業内容が本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、相手国関係者に本調査の調査結果がそのまま円借款事業として承認されとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する相手国政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本調査においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について相手国政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成すること。協議議事録は、原則としてファイナルレポートに添付すること。

(2) 発注者への事前説明・確認、及び報告

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について相手国政府側に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。相手国政府、特に実施機関との間で調査方針等にかかる合意形成が困難と思われる場合、速やかに発注者に対処方針を提案し、合意を得る。

なお、発注者への説明・確認は、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等で行う。打合せ後は、必要に応じて発注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を得ること。

(3) 審査の重点項目

本調査の成果が有償資金協力事業に対する審査の検討資料となるため、以下項目の取りまとめに際し、発注者から別途指示する基準・様式に従ってとりまとめる。

- 1) 経緯
- 2) 事業の背景と必要性
- 3) 事業概要
- 4) 技術基準の適用
- 5) 調達・施工計画
- 6) 事業費と資金計画

- 7) 事業実施スケジュール
- 8) 事業実施体制（実施機関の概要、実施・財務能力等）
- 9) 運営・維持管理体制
- 10) 環境社会配慮、ジェンダー、気候変動対策、安全対策、横断的事項等
- 11) 事業効果（運用・効果指標、内部収益率）

また、その他審査にあたり追加の指示を行う可能性がある。

(4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に記載する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査に必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

- 高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）（フィリピン政府承認済み）

(5) 本事業における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、本事業の対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意すること。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第6条 調査の内容」の指示に従い検討する。特に、本事業は、狭小かつ浅瀬のサンファニコ海峡において、建設工事による海運への影響を最小限に抑えることが望ましいため、第2サンファニコ橋の建設における工期短縮、海運業への影響最小化に寄与する技術の検討が期待される。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上、維持管理性の向上、耐震性能の確保及び向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について相手国政府と十分に協議・調整を行う。さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する²。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にすること。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないためカテゴリBに分類されている。調査の進

² これに加え、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。

捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（JICA 環境社会配慮ガイドライン 2. 2. 7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、相手国政府の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 調査の内容」に示す業務を行う。相手国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものは、Environmental Compliance Certificate (DENR)だが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

また、本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通り。本事業は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しないが、橋梁取り付け位置付近にマングローブが生育している。その他、希少生態系、環境保全区などへの影響について重点的な調査が必要とされる。

加えて、フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) 及び最新の DENR のガイドラインに基づき、Environmental Impact Statement (EIS) の作成及び環境影響評価 (Environmental Impact Assessment。以下、「EIA」という。) の実施が必要となる。なお、現時点で先住民族の存在は確認されていないが、その存在が明らかになった場合や、上記保全地区及び希少生態系への影響の蓋然性が高まった場合はカテゴリ A となる可能性がある。この場合必要となる追加の環境社会配慮業務については、契約変更によって対応を検討する。

(8) 施工時の安全対策

本事業の実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS)」（2021年2月）を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、有償資金協力事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述すること。

(9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

本事業の対象国/地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うとともに、事前に JICA 主管部/事務所へ渡航計画を相談すること。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、発注者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

（10） Information and Communication Technology (ICT) 技術等の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待されるため、本事業の工事、施工監理等に活用されることを前提に、本調査にて Construction Information Management (CIM) または Building Information Management (BIM) を導入する。調査設計段階からの 3 次元データ整備及び利活用により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化、精度向上、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるもので、本調査においては下記の項目における活用が想定される³。最適代替案を選定する際の意思決定補助

- 概略設計及び積算精度における品質、精度、効率性の向上
- 自然環境等調査の業務監理
- 第5条（14）にて後述の既存橋及び第2サンファニコ橋に係る調査、運営・維持管理計画の策定等における業務効率性向上
- 完成予想図、動画等の広報利用

（11） 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。このことから、本調査では可能な限り 3 次元データとして再現可能な調査・設計を実施する方針とし、そのデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。なお、本調査で作成するデータ以外については、その所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、管轄機関に確認し、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。

データ形式：可能な限り無償のアプリケーションで閲覧可能なものとし、データ一式とそれらの構成を表示・管理するプロジェクトファイルとまとめて提出する。上記提出方式が困難な場合は、ベクターデータは KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。図面 PDF は位置情報を付与して提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出すること。

（12） リスク管理シート (Risk Management Framework) の活用

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階及び実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形

³ 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、LiDAR、グリーンレーザー、高精細衛星 DEM、AI 判読、3次元モデルの閲覧システム等）等この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案すること

成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めること。

(13) 設計・技術・事業費の検討

1) 既存調査のレビューと周辺道路の将来的な高規格化を前提とした検討

既存調査のレビューを行うものの、あくまで参考とし、本調査を通じて最適な事業内容を検討する。また、本事業は高規格道路網の一部とされる予定であることから、設計標準・車線数・線形の検討に当たっては、現時点で高規格道路網として整備されていない既存幹線道路との接続性のみならず、将来、周辺接続道路等を含め高規格道路網として整備されることを見込んだ検討を行うこと。

2) 事業費の積算

協力準備調査で十分に整理しきれない事項を本事業の詳細設計に申し送ることなどで、事業費が借款額を超過する事例が発生しているため、本業務内で当該リスクを整理し対応を行う。

(14) 既存橋の改修及び維持管理等に係る検討

既存橋は多くのフィリピン人にとって歴史的なモニュメントであり、文化遺産として扱われているため、実施機関は第2 サンファニコ橋完工後も継続利用する意向を示している（2023年3月時点）。一方、既存橋は完工から既に50年近くが経過しており、第2 サンファニコ橋の建設によって代替経路が確保された後の既存橋の補修・補強・改修等、及びそのための健全度調査、長寿命化のための維持管理計画策定等を本事業のスコープに加える可能性がある。

本調査では、本体事業で上記調査及び改修工事を実施する可能性を踏まえ、既存橋の現況確認及び調査・工事等に必要な情報収集・分析を行うこと。詳細は第6条(8)の通り。なお、必要性及び妥当性を確認できた段階で、協力準備調査内で詳細点検等を実施するか検討する。

(15) 交通量評価の検討

実施機関は本調査において Traffic Impact Assessment（交通量評価）の実施を求めている。交通量評価では、本事業が本事業対象地域周辺の交通ネットワークにどのような影響を与えるか With/Without 分析を行うことを想定している。具体的に実施機関から例示されている項目は以下の通り。

- Transportation improvements
- Road safety
- Site circulation
- Public transportation facilities
- Intermodal logistics and transportation demand management apart from quantifying traffic-related benefits based on travel demand forecasting.

また、実施機関が想定する評価の視点（案）は以下の通り。

- Will the project cause existing intersections or highway levels of service to drop below acceptable levels;
- Will the traffic generated by the project contribute to increase in traffic along arterials or intersections operating at unacceptable levels;

- Will the traffic increase or the project design pose safety concerns;
- Does the project adequately provides access for active transportation modes (bicycle and walking) and public transportation.

発注者は調査開始後、インセプションレポート段階で実施機関と交通量評価に係る具体的な協議を実施し、評価の狙い及び調査内における位置づけを確認する。

(16) ジェンダー視点における確認

以下の項目について確認・検討を行い、ジェンダーに関するニーズを確認すること。

- 1) ジェンダー関連の政策・制度
- 2) ジェンダー別の利用者のニーズや課題
- 3) 他の大型インフラ案件におけるジェンダー視点の取組状況
- 4) 工事労働者の同一労働、同一賃金の徹底：女性の雇用促進策、待遇等
- 5) 想定される従業員のジェンダー別の職種（賃金水準）等の差異の有無
- 6) 住民移転説明会におけるジェンダーバランス、ジェンダー視点からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握、寡婦世帯など脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置や女性のエンパワメント促進に向けた取組の検討

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(17) 施工時の法令

相手国の許認可、安全対策、河川利用、交通規制、用地取得等に関する法律・基準の情報収集と整理を行い、本事業実施時における前提条件を整理し、工程・事業費の検討に含める。

(18) 発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ2024年7月頃、2024年10月頃に実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/F や調査ミッションの前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程に一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

第6条 調査の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプションレポートの作成・協議

- 1) 相手国政府からの要請関連資料、既存調査結果（プレF/S含む）等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプションレポートを作成する。

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプションレポートに基づき、相手国実施機関や、関連機関、現地関連自治体等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。
- (3) 事業の背景・必要性についての確認・整理
 - 1) 道路・橋梁セクターにおける既存計画・政策、及び本事業の整合性
 - 2) 事業対象地における道路・橋梁セクターの現状と課題
 - 3) 事業対象地における経済・社会状況、開発計画、土地利用計画、物流（海運含む）、観光、その他産業の状況
 - 4) 本事業の要請経緯や内容、事業実施の必要性（レイテ島・サマール島を接続する必要性等）
 - 5) 東ビサヤ地方及びレイテ島・サマール島のフィリピン経済における位置づけ
 - 6) 本事業の実施により想定される経済活性化・産業振興の可能性
 - 7) 経済・社会・産業・インフラ分野における、他ドナーや国際機関の協力状況と将来計画
- (4) 事業対象地域及びその周辺の現況調査、リスク及び課題の抽出
 - 1) 事業対象地を含む周辺地域における自然環境、社会環境、経済活動、インフラ全般、ソフトインフラ（交通、海運、物流、取り締まり規制等）、開発計画等、本事業の必要性と施工性の検討、及び代替案の検討をするうえで留意すべき点を確認し、潜在的なリスク、事業における課題を整理し、対応方針を検討する。
 - 2) 幹線道路、沿道、交差、用地条件等の周辺状況を把握し、あわせて工事用道路や施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎情報を把握する。
 - 3) 既存橋とその接続道路における維持管理状況と将来計画を含む基礎情報及び課題を整理し、対応方針を検討する。
 - 4) 事業の計画・実施にあたり、必要な許認可を確認し、許可を得るために必要な情報・期間・費用を整理する。
- (5) 代替案の検討
 - 1) 既存資料や現況調査の結果及び、今後の開発計画、などを踏まえ、本事業を実施しない選択肢も含め、橋梁の形式・架橋位置、アプローチ道路の線形等について比較案⁴を検討する。既存・無償データの活用を前提とするが、当該データが存在しない、及び当該データでは十分な情報が得られない際は衛星データ（画像・標高等）を調達する。見積り上は、衛星データを購入する前提で積算すること。
 - 2) 比較案に対し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境社会影響、環境との整合等の事項を標準として技術的検討を行い、基本的な橋梁とアプローチ道路の諸元を確認する。
 - 3) 検討は相手国政府と協議のもとで進め、その経過や最終的な最適案について、随時発注者に報告し確認を得る。
- (6) 自然条件調査

(5)において選定された最適案の区域を対象に、概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回

⁴ 最初におおまかな3地域程度から最適地域を選定し、その中でさらに3案程度の架橋位置を比較検討し、加えてアプローチ道路の線形を検討するもの。

避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下の例を参考に自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託も可とする⁵。地形測量

- 基準点、水準測量など
- 河川及び陸域の3次元復元が可能な計測・測量

1) 地質調査⁶

- ボーリング調査
- 標準貫入試験
- 土質試験一式

2) 水理・水文調査（計画高水位、浸水深、洪水位、背水深の調査及び解析、超過確率年の設定）

3) 気象（自然災害含む）調査

(7) 交通量調査及び将来交通量の予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データを収集し、交通量調査を実施する。その場合は、現地再委託にて交通量調査を実施する。また、本事業の将来交通需要に影響を与える以下の項目を例に、及び当該交通量調査結果を踏まえ、本事業に係る将来交通量を予測する。加えて、過積載車両のデータも取得し、本事業における設計・運用・維持管理の前提条件とする。

- 対象地域の土地開発計画（含む住宅地域、工業地域等）
- 他交通モードの開発計画
- 社会経済フレームワーク
- 計画年次の設定

なお、契約開始後に高規格道路マスタープランフェーズ2の交通需要予測や道路ネットワーク等のデータを提供する予定であり、同調査結果は特に将来交通量予測において最大限活用する⁷。

(8) 既存橋の維持管理に係る現況調査

- 第5条「実施方針及び留意事項」（14）に記載の通り、本事業において既存橋の補修・補強・改修等の実施も検討している。
- 本調査では、既存橋の概略レベルの点検を実施して改修に係る必要性及び妥当性を確認し、実施機関とも協議の上、既存橋の将来運用計画及び詳細点検計画を検討する。そのために想定される調査項目は以下のとおり。なお、実施機関は過年度に既存橋の現況レビューを実施しているため、同調査結果についても最大限活用する。加えて、調査に当たっては実施機関・関連機関との協議・調整を密に実施する。

調査項目	対象部位	調査内容
近接点検	アプローチ：両端側で各1径間 鋼上部工：半分程度	対象範囲の損傷の有無、程度を把握する

⁵ 具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）や、追加で必要とされる調査がある場合については、下記において特段の指定がない限り、プロポーザルで提案する。

⁶ 地質調査は定額計上とする。

⁷ マスタープラン段階の調査結果であるため本調査では参考と位置づけた上で、プロポーザルで調査方針等の検討を行うこと。

- 上記調査後、実施機関と協議のうえ、既存橋の改修に係る必要性及び妥当性が確認できた段階で発注者は、本調査に既存橋の詳細点検・補修概略設計・事業費積算・コンサルタント TOR 案作成を含めうるか検討する。
- (9) 本邦技術の活用可能性の検討
- 1) 本事業における技術的ニーズ
本事業に要請される技術的なニーズ(施工性、維持管理性、耐震性など)を整理する。
 - 2) 活用可能な本邦技術・工法
本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。
 - 3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法
借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。
 - 4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法
上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。
 - 5) 本邦調達比率の算定
本邦調達比率(全体・各パッケージ)を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。
- (10) 相手国政府負担事項の確認
- 円滑な事業実施のためには、相手国政府負担事項が速やかに履行されることが肝要となる。以下の事項については、相手国政府内の具体的な許認可権限者の明確化、同許認可を得るための想定タイムライン等を含め、実施機関の理解が促進されるよう、各種協議における説明資料や報告書等においてこれらの事項に特化した項目を設けるなど、重点的に説明する。
- 1) 用地の取得・確保(作業用地、土取り場、土捨て場等を含む)
工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。
 - 2) 住民移転
住民移転について、移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。
 - 3) 支障物移設
支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期(移設に必要な期間)、実施機関の責任・役割を整理する。
 - 4) 事業実施に必要な許認可
事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。
 - 5) 工事実施上の規制(工事安全、環境等を含む)
工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。
- (11) 概略設計
- 本調査前段にて検討された代替案を踏まえ、自然条件調査、交通量調査・分析結果を考慮し、2車線・4車線又は暫定2車線のいずれが妥当か車線数を検

討する。車線数検討においては検討に必要な情報（粗々の積算や環境社会配慮関連の情報等）を収集し、比較表形式で整理すること。その上で、フィリピン側と車線数を合意し、BIM/CIM を活用し管理・編集が可能な3次元データによる概略設計を行う。なお、概略設計にあたっては、本事業の設計方針を提案し、JICA との協議・合意を得るとともに、先方実施機関からも合意を得る。また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版及び2023年に一部補完）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案した BIM/CIM の活用の具体的な内容を反映すること。

1) 設計基準：相手国の設計基準・その他規制等を満たせる前提とする。

2) 橋梁及びアプローチ道路設計計画の策定、幾何構造（平面図、標準断面図、縦断面図、横断面図）、構造計算、路床設計、舗装構成、排水、法面保護

3) 橋梁：上部構造、下部構造

4) 施設：軸重計量所、維持管理事務所、電気設備・保守設備・防災設備等
なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）

（2009年3月版及び2023年に一部補完）[1]」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

(12) 施工計画・実施スケジュール

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(13) 免税措置の確認

相手国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、確認する。

(14) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(15) コンサルティング・サービス

本調査の調査結果を踏まえ、本事業の実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転、環境社会配慮、運営・維持管理計画策定等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(16) 事業費

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。また、各項目の算出方法を発注者から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

①用地補償等

②関税・税金

③事業実施者の一般管理費

④他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目だが、事業の性質によっては適格化も可）

①完成後の委託保守費

②初期運転資金

③移転地整備にかかる費用

④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 算出様式

事業については、別途発注者が提供するコスト計算支援ファイル(Excel)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月版及び2023年に一部補完)」を参照する。

4) 総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月版及び2023年に一部補完)」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳(Bill of Quantity: BQ)、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の内訳について、算定根拠(バックデータ、適用した積算基準等)とともにJICAに提出する。

なお、直接工事費の内訳(Bill of Quantity: BQ)は、予備設計レベル(百番台)と同等以上に細分化する。

また、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする(積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記する)。

6) コスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 妥当性の検討

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや相手国政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし)を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- 実施時期
- 事業費(総事業費(当初見積額・実績額)及び内訳)
- 設計条件・仕様
- 入札方法(PQ基準、国際入札/国内入札等)
- 契約条件(総価方式/BQ方式、支払条件(履行保証の有無等)等)
- 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

(17) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRRの算出は、別途発注者から提供されるIRRマニュアルを参考とする。(同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。)

1) 定量的効果

- 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- 年平均日交通量（台/日）、
- 旅客数（人/日）
- 貨物量（トン/日）
- 内部収益率（IRR）
本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠する。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する⁸。
 - 計算根拠（算出における仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(18) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」に基づき提案する。

- 1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情
 - 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般状況
 - 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - 調達方式
 - 契約約款
 - 契約条件書等の設定の基本方針
 - 適用する JICA 標準入札書類等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ショートリストの策定方法
 - コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- 4) 施工業者の選定方針
 - PQ 条件の設定

⁸ 本事業の EIRR 計算において便益として設定可能と考え得る項目につきプロポーザルで提案すること。

- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

(19) 事業実施、運営・維持管理体制の検討

相手国にて実施されている類似業務（道路・橋梁の整備事業）の実施体制や制度などを調査・把握し、相手国政府の評価を通じて、本事業実施や運営維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

1) 組織体制

相手国実施機関及び運営維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の実施・運営維持管理体制、制度を把握した上で、本事業における体制の在り方について検討する。

2) 財務・予算体制

相手国実施機関及び運営維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理し、本事業における体制の在り方について検討する。

3) 技術体制及び支援の必要性

相手国実施機関及び運営維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理し、本事業における体制の在り方及び、施工・調達・維持管理等にかかる技術的な支援の必要性について検討する。

4) 類似事業の実績

相手国実施機関及び運営維持管理機関が主体となった同規模の事業実績（実施中含む）において確認された課題・教訓を整理し、本事業における対処方針を検討する。

(20) 環境社会配慮

相手国政府の環境法令及び JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- 相手国の制度における手続きや所要期間
- 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- 関係機関の役割

- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。）
- 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合 供用段階における排出量推計

なお、本調査中に環境カテゴリが A に変更となる可能性がある。環境カテゴリ A に変更となった場合、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。本業務支援に必要な人月等は変更契約で追加検討するため、現時点での積算には含まないこと。

(2 1) 用地取得・住民移転計画案の作成

選定された路線に対して調査対象世帯数を概算し、住民移転計画案作成に係る TOR を作成する。

JICA 環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1) ~ 13) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果

- 4) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 6) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 7) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 9) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 11) 費用と財源
- 12) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 13) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダーの特定と分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(22) ジェンダー配慮に係る調査と計画策定

1) 現状把握

本事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関とのジェンダーバランス協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(23) 気候変動対策としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、渋滞緩和、物流の効率化等が期待され、温室効果ガス排出量削減へ貢献、また相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策・適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（8. 道路）を参照し、気候リスクの分析及び追加的な適応オプションの検討、また、同ツール（緩和版）（4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和）を参照し、温室効果ガス排出削減量の推計を行い、結果及びそのバックデータを、発注者に提出する。

(24) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の確認を目的として、本邦企業説明会を開催する。本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明、質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用し、説明会は1度、ドラフト・ファイナルレポート相当の情報が確認できたタイミングで開催する。

(25) 有識者からの意見聴取

本調査業務で発注者が外部有識者等の助言・意見を聴取するためにアドバイザー委員会を設置する場合、発注者は資料の作成や現地踏査への案内等の便宜をはかることとする。

(26) プルーフェンジニアリング実施のための資料作成

本調査の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタント及び国内支援委員会による照査を行う（プルーフェンジニアリング：PE）。そのため以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、各時期において主に整理する内容は、以下を予定している。

1) 業務計画書案の提出時

- 調査の基本方針
- 工事費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）

2) 工事費積算の作業開始直前

- 工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
- 適用予定の本邦工法・技術

- 3) 工事費積算（案）の提出直後
 - 事業費積算（案）
 - 工期（雨季・冬季・出水期等における休工期間を考慮する）
 - 主要工種の工法（仮設・架設を含む）

発注者は、このPEの結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行う。なお、PEには約4週間（業務計画書案の提出時には約3週間）を要するため、PE結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定する。

(27) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、提出時期の1ヶ月前を目安に案を発注者に提出し、レビューと校正を経て確認・承認を得ることとする。
- 2) ファイナルレポート以外の各レポートは、発注者の承認を得たのち、相手国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。
- 3) 相手国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するため、別途発注者から情報提供を求められた場合は、指定された様式で提供する。

第7条 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）ファイナルレポート及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文（PDF）

(2) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文・英文（PDF）

(3) インテリムレポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、概略設計と最適位置の検討結果等

提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処

部数：和文要約・和文・英文（PDF）

(4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（和文要約を含む）、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む。

提出時期：履行期限の3ヶ月前を目処

部数：和文要約・和文・英文（PDF）

(5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（和文要約を含む）、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む。

提出時期：2024年12月2日とする

部 数：和文要約10部、和文10部、英文15部、CD-R1部、PDF

※ファイナルレポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、以下などの情報が含まれる場合、一定期間非公開となるため、発注者と協議のうえ、該当情報を除いた英文5部及び和文要約5部（それぞれ簡易製本版）を作成する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R1部

(7) 収集資料

内 容：本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付する。

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R1部

(8) データ

内 容：第5条(11)のとおり、本業務を通じ作成した3次元データ（BIM/CIM等）、ベクトル・ラスターデータ、広報用データなど。

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R1部

(9) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する

4) その他

5) 上記の提出物のほかに、第7条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	先行調査・既往事業を踏まえた、本調査で調査すべき事項とその理由	第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用
2	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進
3	本事業(本協力準備調査時点)におけるBIM／CIMの効果的な活用法	第5条 実施方針及び留意事項 (10) Information and Communication Technology (ICT)技術等の活用
4	自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等)、及び追加で必要とされる調査の有無	第6条 調査の内容 (6) 自然条件調査
5	交通量調査及び将来交通量の予測にかかる調査方針	第6条 調査の内容 (7) 交通量調査及び将来交通量の予測
6	既存橋の維持管理に係る現況調査に関する効果的な手法	第6条 調査の内容 (8) 既存橋の維持管理に係る現況調査
7	IRR計算において便益として設定可能と考え得る項目	第6条 調査の内容 (17) 事業効果の検討 1) 定量的効果

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：道路橋梁計画に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／橋梁計画
- 橋梁設計（上部工）
- 橋梁設計（下部工）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁計画）】

- ① 類似業務経験の分野：道路橋計画・設計に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：橋梁設計（上部工）】

① 類似業務経験の分野：橋梁設計（上部工）に係る各種業務

② 対象国及び類似地域：評価せず

③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：橋梁設計（下部工）】

① 類似業務経験の分野：橋梁設計（下部工）に係る各種業務

② 対象国及び類似地域：フィリピン及びその他全途上国

③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの 21 ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023 年 10 月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

1) インセプションレポート：2023 年 10 月中旬

2) インテリムレポート：2024 年 3 月上旬

3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナルレポート）：2024 年 9 月下旬

4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024 年 12 月 2 日

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 43.76 人月（現地：22.26 人月、国内：21.50 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／橋梁計画（2号）

② 橋梁設計（上部工）（3号）

③ 橋梁設計（下部工）（3号）

④ 道路設計

⑤ 経済・財務分析

⑥ 交通量調査/交通需要予測

⑦ 自然環境調査（自然/災害/気象/水文/気候変動）

⑧ 自然環境調査（地質/地形）

⑨ 環境社会配慮（自然環境）

⑩ 環境社会配慮（住民移転/ジェンダー）

⑪ 既存サンファニコ橋現況調査・改修・維持管理計画

⑫ 調達/施工計画/積算

⑬ BIM・CIM

3) 渡航回数を目途 全33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 3次元データ整備及び利活用（BIM/CIM）
- 交通量調査
- 既存橋現況調査
- 環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画（住民移転が発生する場合に限る）
 - － ジェンダーへの配慮
- 気候変動対策としての案件形成に係る情報収集・分析

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- フィリピン共和国高規格道路網マスタープラン（フェーズ 2）ファイナルレポート要約版

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341582.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有（ただし、Region8のみ。マニラはコンサルタントにて要手配）
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地調査/業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置に基づき、渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるので渡航にあたっては常に最新の安全対策措置を入手し、必要な手続き・対応を行うこと（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）。

現地調査中は JICA フィリピン事務所及び在フィリピン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

227,805,000円(税抜)

なお、定額計上分である現地再委託(地質調査)10,000,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査のうち、地質調査	「第2章 特記仕様書案 5. 調査の内容 (6) 自然条件調査」	10,000,000円		現地再委託費

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。
(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒フィリピン(直行便)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/橋梁計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>橋梁設計 (上部工)</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>橋梁設計 (下部工)</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

